

令和6年度 屋外広告物講習会の開催案内

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
令和 7年 1月 31日 (金) ● 全科目受講の方 9:45～17:00 (受付 9:15～9:40) ● 「広告物の施工に関する事項」の受講免除者 13:15～17:00 (受付 12:45～13:10)	八尾市文化会館プリズムホール 5階 レセプションホール 住所：八尾市光町2丁目40

2 講習科目及びスケジュール

講 習 科 目 等	時 間 (予定)
広告物の施工に関する事項	10:00～12:00 (2時間)
広告物に係る法令に関する事項	13:15～14:45 (1時間30分)
広告物の表示の方法に関する事項	15:00～16:30 (1時間30分)
考査	16:30～16:50 (20分)

3 申込方法等 (持参・郵送・電子申請にて申込可。※FAX・E-mailでの申込不可。)

受付期間	令和6年10月10日(木)～10月31日(木) ※1 持参の場合：土日祝除く8:45～17:15(12:00～12:45除く) ※2 郵送の場合：10月31日(木)必着 ※3 電子申請の場合、10月31日(木)23:59まで
定 員	100名(予定) ※申込人数が定員を超過した場合は抽選を行います。(抽選結果の通知は11月8日ごろ予定)
申込方法 持参 郵送	下記の書類を受付期間内に下記提出先に持参もしくは郵送してください。 (1) 屋外広告物講習会受講申込書 (※市ホームページからダウンロード可能) ・必要事項を記入し、申込者本人の写真1箇所を貼付したもの (2) 「広告物の施工に関する事項」の受講が免除となる資格を証する書面の写し (※有資格者のみ) ・次のいずれかに該当する方は、「広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。 ① 建築士法に規定する建築士の資格を有する者 ② 電気工事士法に規定する第一種電気工事士、第二種電気工事士、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者である者 ③ 電気事業法に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④ 帆布製品製造に関して、職業能力開発促進法に規定する準則訓練を修了した者、職業訓練指導員免許を受けた者又は技能検定に合格した者 (3) 受講手数料納付書及び受講票等を送付するための返信用封筒 1通 (※郵送希望者のみ) ・定型封筒(120×235mm)に送付先(郵便番号、住所、氏名)を明記し、110円切手を貼付したもの ※申込期間終了後、受講者宛(抽選の場合は当選者)に返信用封筒にて納付書と受講票等を発送します。 納付書等を窓口にて受け取り希望の場合は準備ができ次第別途連絡します。(11月8日ごろ発送・連絡予定) ※抽選の結果、落選した場合は返信用封筒にて落選した旨を記載した文書と提出書類を返却します。 持込の場合は別途連絡します。(11月8日ごろ発送・連絡予定)
申込方法 電子申請	受付期間中に市ホームページ又は右の二次元コードへアクセスし、申し込んでください。 (注意事項) ・写真や、受講科目の免除資格を証する書面はデータにて添付してください。 ・「no_reply@logoform.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。 ・抽選の場合、当選者には受講番号を附番した受講票と納付書を申込時の住所へ送付します。 落選者にはメールにてその旨を通知します。(※当落、受講票・納付書は11月8日ごろ発送・通知予定)
受講手数料	全3科目受講の方は6,000円、「広告物の施工に関する事項」の受講免除者は4,000円 1 受講手数料は、納付書にて所定の金融機関で納付してください。(納付期限：11月29日) 2 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。
提出及び 問合せ先	〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 都市整備部 都市政策課 都市景観係 (市役所西館3階) 電話番号：072-924-3850 E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

(裏面に続く)

● 講習会場へのアクセス



住所：八尾市光町2丁目40
最寄り駅：近鉄大阪線 近鉄八尾駅
(駅から徒歩5分)

◆会場利用案内

- (1) 駐車場は有料です。また、駐車台数に限りがありますので、来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) 会場での飲食について
 - ・受講中は、ペットボトル等の飲料を除き、飲食はお控えください。
 - ・昼食など会場内で飲食が可能ですが、ごみは必ず各自で持ち帰るようお願いいたします。
- (3) 会場内は禁煙です。喫煙する場合は指定された場所をお願いいたします。

● 当日、ご持参いただく物

- ・受講票 (受付時に提示してください)
- ・筆記用具
- ・電卓 (全3科目を受講される方)
- ・補助テキスト (下記参照)

● 講習会の補助テキスト購入案内

◆講習会の補助テキストとして次の3冊が必要です。

<テキストの概要>

- ・屋外広告の知識 法令編 第五次改訂版 (税込 2,970円)
- ・屋外広告の知識 デザイン編 第四次改訂版 (税込 2,096円)
- ・屋外広告の知識 設計・施工編 第四次改訂版 (税込 2,724円)

※講習会場では補助テキストの販売はいたしませんので、必ず事前にご準備をお願いします。

<テキスト購入に関するお問い合わせ先>

株式会社ぎょうせい関西支社 (担当：永原)
〒540-0012
大阪市中央区谷町3丁目1番9号
電話番号 06-4790-9351

※この講習会は、近畿圏の府県、指定都市及び中核市が輪番で開催しています。

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要事項を登録又は届出しなければなりません。また、営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等の「業務主任者」を置くことが義務付けられています。

業務主任者になれる方は、この機会に本講習会を受講してください。

- ※1 次のいずれかに該当する方は、今回の屋外広告物講習会を修了することなく業務主任者になることができます。
- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する知識について行う試験に合格した者
 - (2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者
 - (3) 広告美術仕上げについて職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練を修了した者
 - (4) 都道府県、指定都市又は中核市の長が認定した者

- ※2 本市の屋外広告物講習会修了者については、一部自治体で業務主任者になることができない場合があります。登録又は届出する自治体のルールをよく確認してください。